

2017年5月12日

外国人中国就労許可制度、全国で実施開始

国家外国専家局・人力資源社会保障部・外交部・公安部は、2017年3月28日付で≪外国人中国就労許 可制度の全面的実施に関する通知≫(外専発[2017]40号、以下「本通知」)を共同で公布しました。

外国人中国就労許可制度は、2016 年 10 月から 2017 年 3 月まで北京・上海・天津・広東などの一部 地域で試行されていましたが※、本通知により新制度が全国で実施されることとなります。また正式 実施に伴い、中国で就労する外国人の分類基準等が試行制度から一部改定されました。

※ SMBC NEWS 【2016】27 号ご参照。弊行ホームページに当 NEWS バックナンバーを掲載しております。 (http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

外国人中国就労許可の手続き

外国人中国就労許可制度では、従来は複数あった関連書類を一体化し(「両証整合」)、外国人の就労 許可に関する事務効率の向上を図るとしています。

また、就労許可は中国での就労期間に基づき 90 日超/90 日以内に新たに区分されました。なお、従 前必要であった招聘確認状は2017年3月に取り消され、≪外国人就労許可通知≫の取得をもって、 中国の国外駐在大使館・領事館にてビザを取得できるようになりました。

両証整合 ●就労した際の合法的証明書 就労前の事前許可文書 外国専門家 外国専門家証 中国就労許可証 外国人就労許可通知 外国人就労許可証 (>90 日) 外国人 ※オンラインで確認 外国人就業証 就業許可証書 中国での就労期間に応じた必要証書・手続きの流れ 入国後 15 日以内 入国前 入国前 入国後30日以内 (外国人就労管理部門) (中国大使館・領事館) (外国人就労管理部門) (公安出入国管理局) ● 90 日超の就労 外国人就労許可通知(>90日) Ζビザ等 外国人就労許可証 就労類居留許可 ● 90 日以内の就労 (就労期間の延長不可) 外国人就労許可通知(≦90日)等※1 就労類居留許可※2 不要

- ※1 就労期間が90日以内の場合、他に外国専門家中国招聘状による申請も可能
- ※2 滞在期間が30日以上で、2 ビザで入国した場合、就労類居留許可が必要



■ 外国人材分類管理

<外国人材分類の基準>

外国人中国就労許可制度では、中国で就労する外国人をA・B・C類にて「分類管理」することで、外国人の就労に対する管理強化及びそれに伴う審査批准の合理化が実施されます。

本通知は、試行制度(外専発[2016]151号)から人材分類管理の基準を一部改定しました。特にC類については、「外国普通人員」から「その他外国人員」に名称を変更し、「現行の外国人中国就労管理規定に合致する外国人員」が新たにC類に加えられました。

外国ハイエンド人材(A類)

不足且つ市場のニーズ・指向に一致する人材。認定人数・年齢/学歴/職歴の制限なし。

- ✓ 国内人材誘致計画に合致する人材
- ✓ 国際的に公認されている専門業績認定基準を充足する人材
 - ・(条件緩和) 旧「世界ランキング上位 200 校の大学等」→「国(境界)外のハイレベル大学」
 - ・(新規) 職業技能資格証書を保有する技能能力が高い人材
- ✓ 市場の指向に合致する奨励類職位に必要な外国人材
 - ・(条件緩和) 旧「技術人材及び科学研究の中核となる人材」 →「技術職に就く人員」
 - ・(条件明確化) 旧「国家奨励類の外商投資企業」→「≪外商投資産業指導目録≫の奨励類の小型外商投資企業等」
 - ・(条件明確化) 旧「高等編集者・キャスター」 →「編集長・副編集長・主席アナウンサー等」の具体的職務
 - ・(条件明確化)旧「既定の基準に到達」 →「平均給与収入が当該地区の前年度の社会平均給与の6倍以上」
- ✓ 刷新創業人材
 - ・(新規) 省級関連部門が制定する刷新企業リスト・科学技術刷新職業リストに掲載されている単位が招聘する高級管理・技術職に就く人員
- ✓ 優秀な青年人材
 - ·(条件緩和) 旧「35 歳以下」 →「40 歳以下」等
- ✓ ポイント計算が85ポイント以上の人材

外国専門人材(B類)

外国人中国就労指導目録・職務ニーズに一致、中国経済社会の発展に至急必要な専門人材。市場ニーズにより人数を抑制。

- ✓ 学士以上の学位・2年以上の関連職務経歴を有する外国専門人材
- ✓ (新規) 国際的に通用する職業技能資格証書を保有・至急必要且つ不足している技能型人材
- ✓ 外国語教育者
- ✓ (新規)平均給与収入が当該地区の前年度の社会平均給与収入の4倍以上の外国籍人材
- ✓ (新規) 国家関連部門が規定する専門家・実施プロジェクトに合致する人員
- ✓ ポイント計算が 60 ポイント以上の人材
- ✓ (削除)国(境界)外のランキング上位100位の高等教育機関において修士以上の学位を取得した卒業生
- ※ 年齢は 60 歳を上回らないこと。但し、確かに必要があり、刷新創業人材・専門技能類人材・優秀な外国卒業生・ポイント計算が 60 ポイント以上の人材及び政府間協議/協定を執行する人員の場合、年齢・学歴・職務経験などの制限を適宜緩和することができる



その他外国人員 (C類)

国内の労働力市場のニーズを充足し、国家政策が規定するその他の外国人員。国家関連規定に基づき人数制限。

- ✓ (新規)現行の外国人中国就労管理規定に合致する外国人員
- ✓ (条件明確化) 臨時的・短期的 (90 日を超過せず) な業務に従事する外国人員
- ✓ (条件明確化) 既定の条件に合致する外国留学生・国外の高等教育機関の外国籍卒業生等などの割当数管理を実施する人員

注:具体的な分類基準は本通知の付属文書≪外国人中国就労分類基準(試行)≫ご参照

<ポイント配点>

A・B・C 類の分類管理の基準となるポイント要素計算配分表は、試行制度と比較して就労年数に対するポイントの最高値が引上げられ、更に中国での就労年数が連続5年以上の場合への追加ポイントが新たに設定されました。一方、中国語レベルのポイントが引下げられています。

変更項目	変更後の基準	配点	変更点
	2年超の場合、一年毎に1 pt 加算	最高 20pt	旧「最高 15pt」、配点↑
就労年数	2年	5	_
	2 年未満	0	-
	過去に中国国籍を保有していた外国人	5	新規
中国語レベル	中国語を授業の言語として学士以上の学位を取得	5	旧「10pt」、配点↓
	HSK5 級以上合格	5	旧「10pt」、配点↓
	HSK4 級合格	4	旧「8pt」、配点↓
	HSK3 級合格	3	旧「6pt」、配点↓
	HSK2 級合格	2	旧「4pt」、配点↓
	HSK1 級合格	1	旧「2pt」、配点↓
国(境界)外のハイレベル大学を卒業・世界	国(境界)外のハイレベル大学を卒業	5	旧「世界ランキング上位 100 位の国外の著名な大学」
上位 500 社の企業での職歴・その他規定の条件	世界ランキング上位 500 社の企業での職歴	5	-
	特許権等の知的財産権を保有	5	新規
	中国での就労年数が連続 5 年以上	5	新規
学歴・職業技能資格証	博士;国際的に通用する最高等級の職業技能資格 証書を取得或いは高級技師もしくはそれ相当	20	「高級技師」等を追加
書等	修士;技師もしくはそれ相当	15	「技師」を追加
	学士;高級技能者もしくはそれ相当	10	「高級技能者」を追加

注:詳細は本通知の付属文書≪ポイント要素計算配分表≫、旧試行の基準は外専発[2016]151号の付属文書ご参照



外国人中国就労許可の申請資料

今般、外国人中国就労許可(就労期間90日超)に必要な最高学歴証書の認証・無犯罪記録証明などが具体的に規定され、新たに外国人中国就労許可(就労期間90日以内)を申請する場合の提出資料が追加されました。具体的な提出資料・申請フローは、《外国人中国就労許可サービスガイド(暫定)》 (2017年3月29日付で国家外国専家局が公布)をご参照ください。

▶ 就労期間 90 日超の場合

- 外国人中国就労許可申請表
- 業務資格経歴証明
- 最高学位(学歴)証書または関連批准文書
- 職業資格証明
- 無犯罪記録証明
- 身体検査証明
- 雇用契約または任命証明(多国籍企業派遣状)等

▶ 就労期間 90 日以下の場合

- 外国人中国就労許可または外国専門家中国招聘申請表(申請人が本人に犯罪記録がないことを承諾する旨を明記)
- 就労契約・プロジェクト契約・提携協議または招聘企業の招聘説明(外国人招聘に対する費用計画を明記、招聘行為の真実性に対して承諾且つ招聘する外国人の中国での費用支払に対して担保を設定)
- その他関連資料

■ 外国人中国就労許可制度の実施スケジュール

有効期限内の≪外国専門家中国就労許可証≫・≪外国人就業許可証書≫及び≪外国専門家証≫・≪外国人就業証≫ (「両証整合」前の旧証書) は、引き続き有効となります。

2017年4月1日~	√ ✓	外国人中国就労許可を全国で開始 ≪外国人就労許可通知≫・≪外国人就労許可証≫を発給
2017年7月1日~	✓	以降、外国専門家中国就労許可・外国人入国就業許可及び関連証書は発給せず
2017年10月1日~	√	有効期限が 6 ヶ月以上の≪外国専門家証≫・≪外国人就業証≫を保有する場合、オンライン申請後に任意で≪外国人就労許可証≫への交換も可能(有効期限は変わらず)。 関連資料を提出した場合、ハイエンド人材(A 類)への認定可。

注:実際の取扱については、各地の実施スケジュールが異なるため、所在地の管理当局に詳細をご確認ください。なお、上海地区の状況を確認したところ、現時点では旧試行制度にて運用されている模様です。

以上



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

一四会先

本 店:上海市浦東新区世紀大道 100 号 上海環球金融中心 11 階/電話: 86-(21)-3860-9000 · FAX: 86-(21)-3860-9999

上海浦西出張所:上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話:86-(21)-2219-8000·FAX:86-(21)-2219-8199

上海自貿試験区出張所:上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話:86-(21)-2067-0200·FAX:86-(21)-2067-0399

瀋陽支店:瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話:86-(24)- 3128-7000・FAX:86-(24)-3128-7781

北京支店:北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話:86-(10)-5920-4500·FAX:86-(10)-5915-1080

天津支店:天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階 /電話:86-(22)-2330-6677 · FAX:86-(22)-2319-2111

天津濱海出張所:天津市天津経済技術開発区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話:86-(22)-6622-6677·FAX:86-(22)-6628-1333

蘇州支店:蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新国際商務広場 12 階/電話: 86-(512)- 6606-6500 · FAX: 86-(512)-6606-8500

蘇州工業園区出張所:江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 国際大厦16楼/電話:86-(512)-6288-5018・FAX:86-(512)-6288-5028

常熟出張所:常熟市東南開発区東南大道 333 号 科創大厦 8 楼/電話:86-(512)-5235-5553 · FAX:86-(512)-5235-5552 昆山出張所:江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協国際商務広場 2001-2005 室/電話:86-(512)-3687-0588 · FAX:86-(512)-6606-8500

杭州支店:杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話:86-(571)-2889-1111 • FAX:86-(571)-2889-6699

広州支店: 広州市天河区華夏路 8 号 国際金融広場 12 階/電話: 86-(20) 3819-1888・FAX: 86-(20) 3810-2028

深圳支店:深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話:86-(755)-2383-0980・FAX:86-(755)-2383-0707 重慶支店:重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江国際1棟第34階02号/電話:86-(23)-8812-5300・FAX:86-(23)-8812-5301 大連支店:大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室/電話:86-(411)-3905-8500・FAX番号:86-(411)-3905-8599